

2023年2月4日 ベネッセこども基金MeetUp

# こども基本法とこども家庭庁創設に向けて



参議院議員  
小児科専門医・認定内科医  
自見はなこ

# 自見はなこ 小児科専門医・認定内科医

1998年 筑波大学第三学群国際関係学類卒業。

2004年 東海大学医学部医学科卒業。

東京大学医学部附属病院、虎の門病院等で  
小児科医として勤務。

2016年7月 **参議院議員選挙比例区（全国区）で初当選。** 参議院厚生労働委員会理事、  
自民党厚生労働部会副部会長などを歴任

2018年5月 超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」  
（現「成育基本法推進議員連盟」）事務局長

2019年9月 第4次安倍再改造内閣にて**厚生労働大臣政務官**就任  
（労働・子育て支援・年金担当）

2020年1月 「新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策推進本部」本部長代理  
（～2020年9月16日）

2020年10月 参議院厚生労働委員会理事、自民党青年局長代理など

2021年2月 「**Children Firstの子ども行政のあり方勉強会**」発足

2021年10月 自民党女性局長

2022年7月 **参議院議員選挙比例区（全国区）で2期目の当選**

2022年8月 第2次岸田改造内閣にて**内閣府大臣政務官**就任

（拉致問題、**こども政策**、共生社会、女性活躍、孤独・孤立対策、少子化  
対策、男女共同参画、沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クール  
ジャパン戦略、アイヌ施策、デジタル田園都市国家構想、行政改革担当）



# 本日お話しする内容

1. 成育基本法の成立とその後の政策展開について
2. 「こども家庭庁」創設に向けた活動について

2018年5月に設立した超党派「成育基本法推進議員連盟」で事務局長を拝命

同年12月8日未明、成育基本法が参議院本会議にて全会一致で可決・成立

2021年2月9日、成育医療等基本方針が閣議決定

2021年2月未明、Children Firstのこども行政のあり方勉強会立ち上げ

2022年6月15日「こども基本法案」「こども家庭庁設置法案」成立

2023年4月より、こども家庭庁の設置が決定

# 1. 成育基本法の成立とその後の政策展開について

# 超党派「成育基本法推進議員連盟」

※旧称「超党派 成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」

## 概要

- 妊娠期におけるサポートに始まり、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期までの成育過程において、日本の子ども一人一人の健やかな発育を目指すため、個別の医療のほか、公衆衛生学的な視点や、教育や福祉などとの連携も含んだ上での、妊娠期から切れ間なく続く子どもたちの成長を、養育者を含めて社会全体でサポートする環境の整備が必要。成育過程にある者及びその養育者や関係者のために必要とされる諸事業を一層推進するための基本法（理念法）として、「成育医療等基本法」の制定を目指してきた（**第197臨時国会にて、法案成立**（2018/12/08））また法案成立後も議連活動を続け、議員立法で母子保健法を改正し「産後ケア事業」を**法制化**（2019/12/6）、「成育医療等基本方針」が**閣議決定**（2020/2/9）

## 開催実績

第1回(2018/5/22) 設立総会

第2回(2018/6/12) 駿河台大学 吉田恒雄学長「児童虐待防止制度のあり方について」

第3回(2018/7/17) にんしんSOS東京 中島かおり代表理事「妊娠期からの切れ目のない支援」

第4回(2018/8/29) 早稲田大学 理工学術院総合研究所福岡秀興教授「低体重予防による生後の疾病予防」

第5回(2018/9/26) 愛育病院 安達知子病院長「思春期からの母子保健対策」

第6回(2018/10/9) 香川大学循環器内科 南野哲男教授 「小児期からの成人病予防」  
法案骨子案(原案)を提示

第7回(2018/10/30): **骨子案議論、役員会一任を了承**

役員会(2018/11/7): **骨子案了承、今後の日程確認**

◎**法案成立(2018/12/8)**◎

## 議員連盟役員（一部）

会長 河村建夫

会長代行 羽生田たかし  
幹事長 秋野公造（公明）

事務局長 自見はなこ



# 超党派「成育基本法推進議員連盟」②

## ※旧称「超党派 成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」

### 開催実績

第8回(2018/12/17) 法案成立の報告・議連の名称変更→引き続きフォローアップを行っていく

第9回(2019/6/19) 世田谷区保坂展人区長、浜松市 鈴木和彦こども家庭部子育て支援課長  
「産後ケアセンターの設置推進について」  
厚生労働省より法施行までのスケジュールについて

◎改正母子保健法成立(2019/12/6)産後ケアが法制化◎

第10回(2019/12/14)産後ケア事業の法制化について

第11回(2020/10/15)厚生労働省「予防接種や健診データのPHRなどデータベースの整備について」

文部科学省「学校等欠席者・感染症情報システムについて」

日本眼科医会白根雅子会長「3歳児健診における屈折検査の重要性～弱視の早期発見と治療のために」  
信濃医療福祉センター朝貝芳美理事長「乳児股関節脱臼検診と肢体自由児医療・療育の現状と課題」  
慶應義塾大学医学部整形外科渡辺航太准教授「成育過程における側弯症の早期発見の重要性と学校健診における課題」

第12回(2020/11/4) コロナ下での小児科支援に関する大臣要望およびchange署名活動へのご協力をお願い

日本小児科医会神川 晃会長「小児医療の現状と未来～未来をになう子どもの成育のために～」

一般社団法人ドゥーラ協会宗祥子代表理事「産後の母子と家庭を支える産後サポート～成育基本法への期待～」

成育医療等基本方針(素案)について

第13回(2020/11/10) 成育医療等基本方針(案)について

◎成育医療等基本方針閣議決定(2021/2/9)◎

第14回(2021/6/14) 基本方針の閣議決定について 厚生労働省

「小児思春期の切れ目ないヘルススーパービジョン」日本小児科学会会長 岡明

「子どもや成育過程にある者への支援に関する提言について」富山県議会議員 奥野詠子



▲2018年12月17日 超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」総会



▲2020年11月9日 加藤勝信厚生労働大臣へ小児科医療機関への支援に関する要望申入れ

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案」によって実現を目指す政策群

## 従来の主な政策

### 児童福祉法

- 適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を基本原理として規定（H28年改正）
- 障害児や社会的養育を必要とする児童への支援を含めた、基本的な児童福祉施設や事業
- 支援を要する妊婦等を把握した医療機関の市町村への情報提供（H28年改正）

### 母子保健法

- 母性及び乳幼児の健康の保持・増進を図るための、健診、保健指導等の基本的な母子保健事業
- 母子保健に関する施策が児童虐待の発生予防、早期発見に資することに留意（H28年改正）
- 市町村は、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置に努める（H28年改正）

### 健やか親子21

- 母子保健分野の国民運動
- 地域間での健康格差や、個人や家庭状況の違い等の多様性を認識した母子保健サービスの展開等を目標に10年後に達成すべき指標を設定して関連の取組みを推進

### 児童虐待防止法

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する、市町村又は児童相談所等への通告義務
- 児童虐待を受けた者の教育の改善・充実、自立支援のための施策の実施

子ども・若者育成支援推進法

○子ども・若者育成支援の総合的推進等

# 成育基本法

(略称)

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、妊娠期からの切れ目のない支援を受けながら、その心身の健やかな成育の確保を行うため、従来の主な政策、今後期待される政策を連携させ、理念をもって包括的な前進を期するため、以下の項目を規定。

施策間の連携促進

- 国、地方公共団体、保護者、医療その他の関係者の責務：子どもの健やかな成育、妊産婦の健康の保持・増進への寄与など
- 法制/財政上の措置等
- 基本的施策
  - 成育過程にある者・妊産婦の医療
  - 成育過程にある者・妊産婦の保健
  - 成育過程における心身の健康等に関する教育・普及啓発
  - 予防接種等に関する記録の収集等の体制整備
  - 成育過程にある者の死亡の原因に関する情報の収集等に関する体制整備
  - 調査研究など
- 成育医療等基本方針の策定（閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し）と評価・公表

理念法による後押し

## 今後期待される政策

### 普及・啓発促進強化

- 心身の健康に関する教育の充実
- 科学的知見に基づく愛着形成の促進
- 子育ての孤立を防ぐ母親以外の養育者の育児参画
- 母子健康手帳の国際的な普及

### 医療・保健支援強化

- 妊産婦のメンタルヘルスに関する支援
- 周産期母子健診事業・保健指導の充実
- 子育て世代包括支援センターの充実
- 新生児難聴や医療的ケア児への支援
- 思春期の医療・保健に関する支援

### 就学前後の切れ目のない健康増進体制支援強化

- （乳幼児期・学童期の）就学前後の切れ目のない健康増進支援体制強化
- 乳幼児健診、学校健診、予防接種等に関する記録の収集、管理、活用等

### 「防げる死」を防ぐ体制整備と支援強化

- 児童虐待の発生予防・早期発見の促進
- 成育過程にある者の死亡の原因に関する記録の収集、管理、活用等の体制整備

(検討事項)

- 総合的に推進するための行政組織等の在り方

※自見はなご事務所作成

# 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）  
※ 2018年12月14日公布

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

## 主な内容

### ○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

### ○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

### ○関係者相互の連携及び協力

### ○法制上の措置等

### ○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

### ○成育医療等基本方針の策定と評価

- ※閣議決定により策定し、公表する。
- ※少なくとも6年ごとに見直す

### ○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等  
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録  
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

### ○成育医療等協議会の設置

- ※厚生労働省に設置
- ※委員は厚生労働大臣が任命
- ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

### ○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

## 施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）



# 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

## 基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

## 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

### (1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
- ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
- ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

### (2) 成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
- ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等
- ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等
- ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
- ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
- ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等

### (3) 教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
- ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等

### (4) 記録の収集等に関する体制等

- ①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
- ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等

### (5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討等

- (6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要となる物資の備蓄及び活用の推進等
- (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

## その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施 等

成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進

# 自見はなこの実績



100人に2人 ストップ弱視見逃し!

子ども達の健やかな眼の成長のために  
**弱視を早期発見・治療へ!**



どうして取り組んだの?



- ✔ 3歳児健診で、多くの弱視が見逃されてきた
- ✔ 視力検査だけでは発見できない
- ✔ 3歳で発見・治療すれば、就学時までに視力1.0にできる
- ✔ 6歳～8歳までに弱視治療完了を目指したい
- ✔ 自治体間で検査精度に大きな偏り

## Action! アクション!

- 成育医療議連(超党派、自見はなこが事務局長)と日本眼科医会が屈折検査機器(1台100万円以上)導入への補助を厚労大臣に要望!
- 日本眼科医会が「3歳児健診視覚検査マニュアル」作成!

 **弱視**とは 眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても視力1.0が見えない病気

**実現** 弱視見逃し防止、自治体間の精度格差の是正



2022年4月から、自治体の屈折検査機器導入への補助導入!

さらに...

国家資格「視能訓練士」(国内3万人)に活躍していただき、弱視見逃しを克服したい。

# 自見はなこ の実績



思春期の  
女の子に多い

# 側弯症の

100人に  
2人

# 早期発見と支援を強化!

## なぜ取り組んだの?

- ✓ 学校医の視触診等では見逃しが大変多い
- ✓ 悪化してから診断の場合、手術を回避できないことも
- ✓ 検査機器を用いると、早期発見がより正確に可能

## 側弯症とは

背骨が横方向に曲がりねじれる病気。進行するとストレス、腰痛、背中痛、呼吸障害等を伴う。

## Action! アクション!

2020年12月、現状に詳しい側弯症学会や整形外科学会等の皆様とともに「成育基本方針」に対応を盛り込むよう、文科省に要望!

# 実現

- 2021年2月閣議決定の「成育基本方針」に、「学校健診での早期発見・支援につなげる環境整備」が明記!
- 2022年度予算に、検査機器を用いた検診の仕組みの調査・実証研究費が計上! **学校健診での確実な早期発見に一步近づく!**



## 自見はなこの実績

1000人に1人の

# 先天性難聴赤ちゃんの早期発見・療育のために

### なぜ取り組んだの？

- ✓ 多くの難聴児が早期発見・介入・療育開始の機会を逃している
- ✓ 新生児聴覚検査に公費負担する自治体はたった22.6%
- ✓ 人工内耳などの適切な治療で、音声言語獲得の可能性がある
- ✓ 手話教育など、その子に必要なコミュニケーションの獲得が大事
- ✓ 先天性難聴の赤ちゃんの10人中9人は聴こえる親から生まれるため、親が本当にびっくり、不安の中に



生後5日目に検査可能

## 実現

2020年度予算から、先天性難聴児の検査・支援の予算が

4900万円から6億円 **12倍に**

- 早期発見のためのA-ABR買替え費用を支援!
- 都道府県連絡協議会設置!
- ろう学校での幼児教育の充実!
- 2022年度診療報酬改定で、高度難聴指導管理料の要件を拡充!

## Action! アクション!

- 2019年4月「難聴対策議員連盟」事務局長に就任し、厚労大臣、文科大臣への要望を提出!
- 議連総会を、1年間で12回のハイペースで実施!



## 2. 「こども家庭庁」創設に向けた活動について

# 「Children Firstの行政のあり方勉強会」発足

2021年2月2日

## 第1回 Children Firstの子ども行政のあり方勉強会 ～子ども家庭庁の創設に向けて～



### 呼びかけ人

〈衆議院議員〉 うえの賢一郎、木原誠二、橋本岳、牧原秀樹、小倉將信、小林鷹之  
小林史明、佐々木紀、田畑裕明、津島淳、福田達夫、牧島かれん、務台俊介、村井英樹  
山下貴司、鈴木貴子、加藤鮎子、木村弥生、鈴木隼人、古川康、宮路拓馬、国光あやの  
繁本護

〈参議院議員〉 古賀友一郎、山下雄平、吉川ゆうみ、和田政宗、佐藤啓、山田太郎、自見はなこ  
(順不同・敬称略)

## 命に関わる課題（一部）

児童生徒  
自殺者数

**499**人

統計開始以来過去最多

児童虐待で  
死亡した児童

**61**人

前年より増加

児童相談所の  
虐待相談対応  
相談数

約 **19.4**万件

前年より増加

いじめ重大事態

**723**件

前年比121件増  
「いじめ防止対策推進法」  
施行後最多

小中学校における  
不登校児童

約 **18.1**万  
人

過去最多

子どもの精神的  
幸福度

OECD 38か国中

**37**位

妊産婦の死因

1位

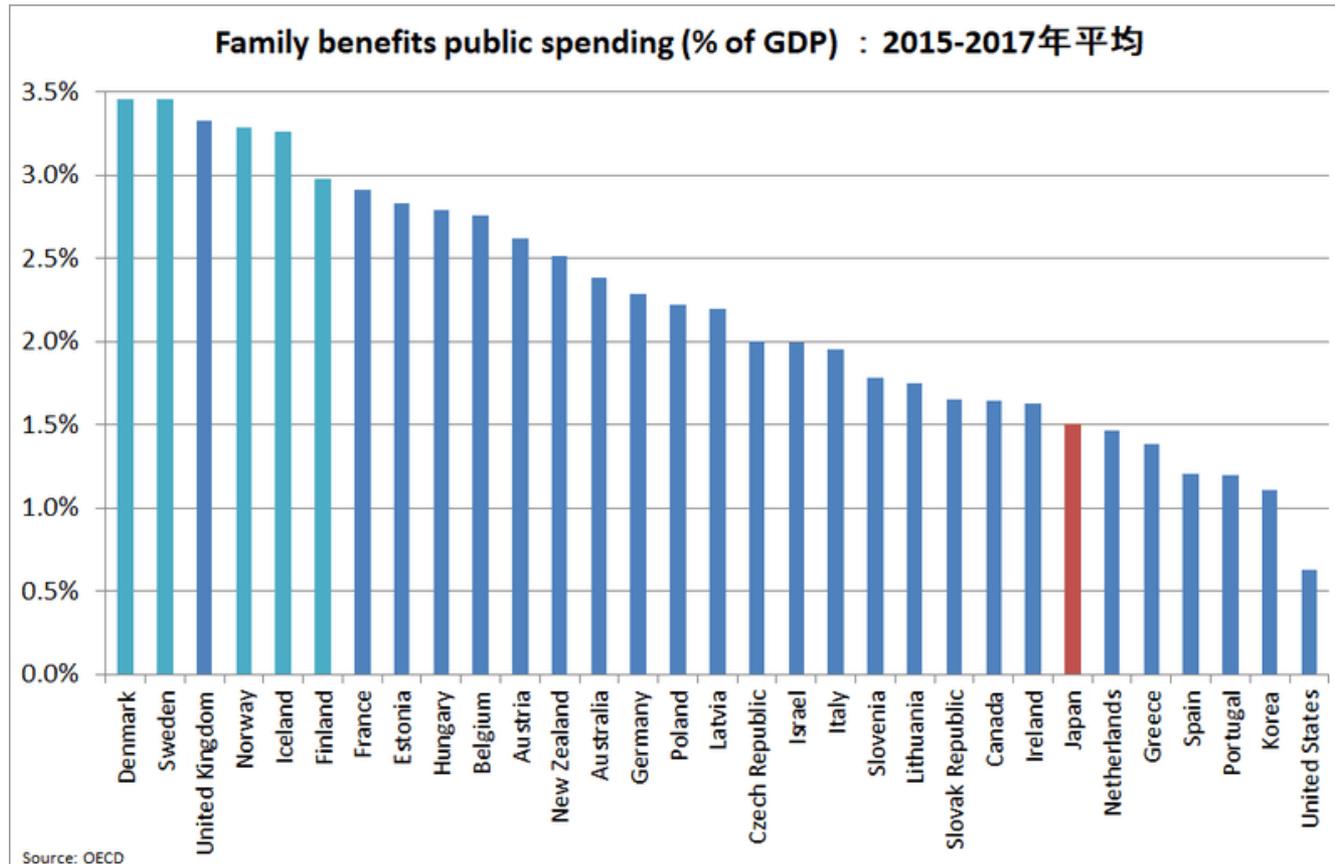
**自殺**

ひとり親母子世  
帯家庭の相対的  
貧困率

約 **50%**

OECD中日本が最も高い水準

## 諸外国の家族関係支出対GDP比（2015-2017）



- 勉強会の3つの特徴

## 1. 専門家と当事者の声

- 勉強会は計35回開催(2022.11.7現在)
- 日本の第一人者60人の講師からヒアリング

## 2. アンケートで多くの一般市民、地方議員、地方公務員 の声を収集(3回のアンケートの実施)

- 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」  
1万7000人、4万8000件の意見
- 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」  
地方議員132人、112議会からの回答
- 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」  
地方公務員303人からの回答

## 3. 自治体の協力、協議

- 全国知事会「次世代育成支援対策プロジェクト」リーダーの三日月知事  
より全国知事会からのアンケート報告
- 知事会からの要望も提言にしっかりと反映
- 全国知事会は43都道府県で「こども庁」について「賛成」  
4都道府県は今後の検討として保留(反対ではない)

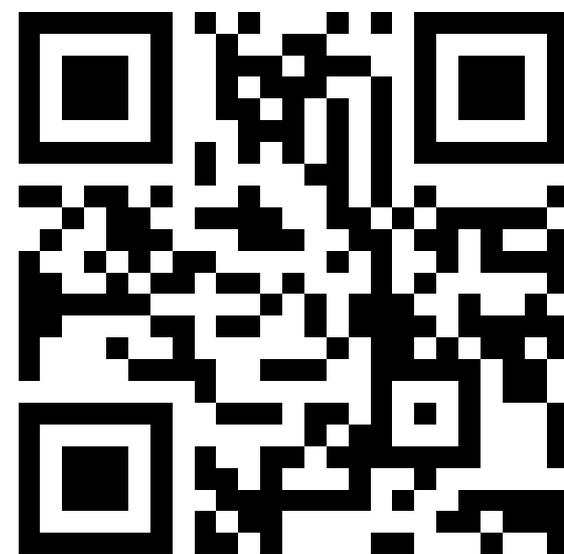
# 「こども庁の創設に向けて」特設ウェブサイト

- これまでの勉強会の開催実績、提言、アンケート結果、呼びかけ人等は「こども庁の創設に向けて」特設ホームページよりご覧いただけます。
- 今後も勉強会開催し議論を重ねて参ります！

♡ こども庁の創設に向けて



～「こども庁」が必要な理由や効果を、わかりやすく解説します～



<https://www.child-department.jp/>

## 一般向け アンケート

# 子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート

### 調査概要

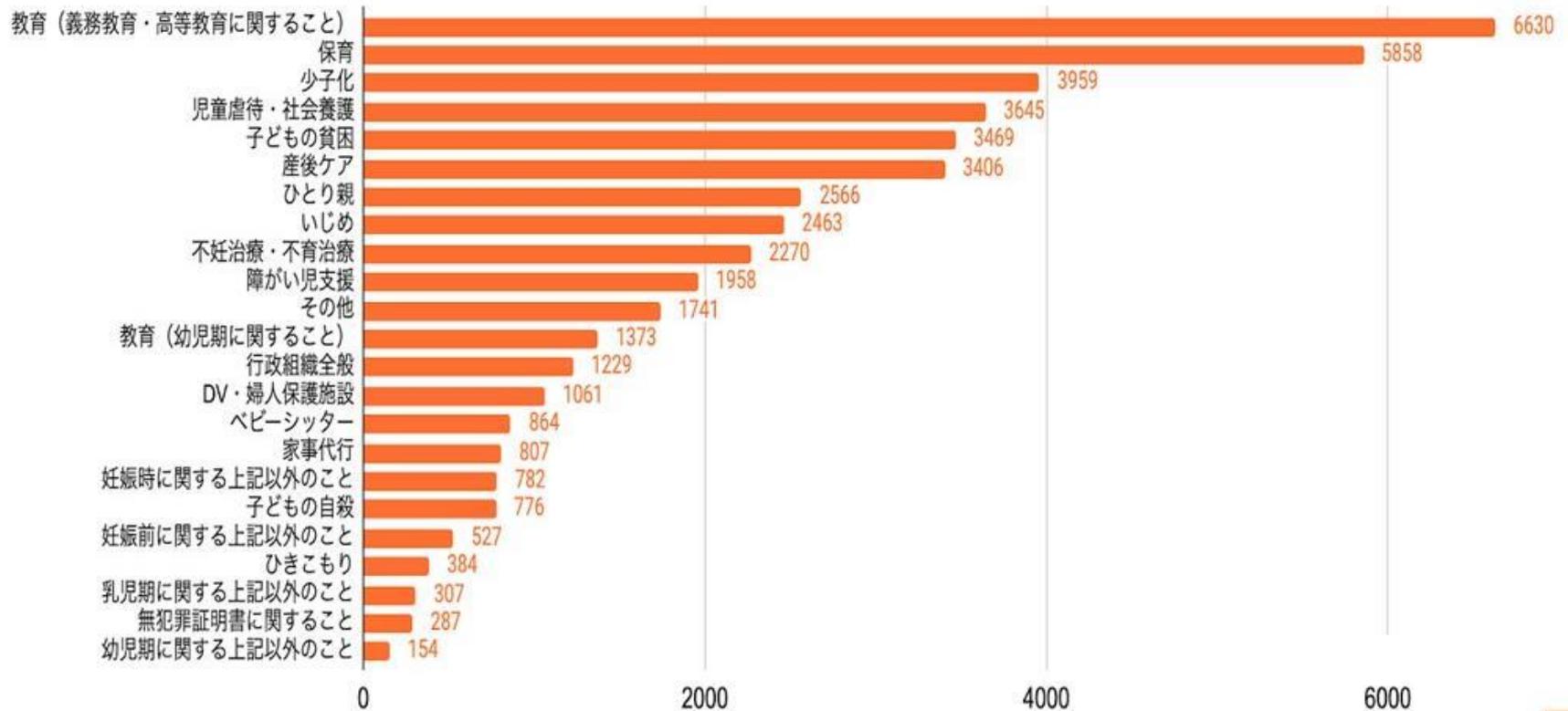
ねらい	「子ども・子育て行政」に関する要望や必要だと思うことについて、インターネット上のアンケートを活用して広く国民の声を集め、国民の現状と課題を把握し、今後の政策立案に生かしていく。																									
実施期間（14日間）	2021年2月8日（月）20:00～2月21日（日）21:00																									
設問内容	<p>現在あなたが感じる子ども・子育て行政への要望や必要だと思うこと 【事務局で作成した回答分類から一つを選択】 それに対する理由【自由記述】 ※最大3つまで回答可能</p> <p>子ども・子育て行政への具体的な提案 【自由記述】※任意</p> <p>年代 10代、20代、30代、40代、50代、60代【選択】</p> <p>性別 男性、女性、答えない【選択】</p> <p>お子様の人数 0人、1人、2人、3人、4人以上【選択】※任意</p> <p>メールアドレス 【自由記述】※任意</p> <p>ハンドルネーム 【自由記述】※任意</p>	<p>(アンケート表示画面)</p> 																								
回答分類 24項目	<p>※以下の回答分類の中から最大3選択してもらい、理由は自由記述で募った。</p> <table border="1"> <tr><td>A 医療</td><td>M 子どもの貧困</td></tr> <tr><td>B 保育</td><td>N 子どもの自殺</td></tr> <tr><td>C 教育（幼児期に関すること）</td><td>O 少子化</td></tr> <tr><td>D 教育（義務教育・高等教育に関すること）</td><td>P 家事代行</td></tr> <tr><td>E 障がい児支援</td><td>Q ハビシーッター</td></tr> <tr><td>F 児童虐待・社会養護</td><td>R 行政組織全般</td></tr> <tr><td>G ひとり親</td><td>S DBS (Disclosure and Barring Service) 無犯罪証明書</td></tr> <tr><td>H 不妊治療・不育治療</td><td>T 妊娠前に関する上記以外のこと</td></tr> <tr><td>I 産後ケア</td><td>U 妊娠時に関する上記以外のこと</td></tr> <tr><td>J DV・婦人保護施設</td><td>V 乳児期に関する上記以外のこと</td></tr> <tr><td>K いじめ</td><td>W 幼児期に関する上記以外のこと</td></tr> <tr><td>L ひきこもり</td><td>X その他</td></tr> </table>		A 医療	M 子どもの貧困	B 保育	N 子どもの自殺	C 教育（幼児期に関すること）	O 少子化	D 教育（義務教育・高等教育に関すること）	P 家事代行	E 障がい児支援	Q ハビシーッター	F 児童虐待・社会養護	R 行政組織全般	G ひとり親	S DBS (Disclosure and Barring Service) 無犯罪証明書	H 不妊治療・不育治療	T 妊娠前に関する上記以外のこと	I 産後ケア	U 妊娠時に関する上記以外のこと	J DV・婦人保護施設	V 乳児期に関する上記以外のこと	K いじめ	W 幼児期に関する上記以外のこと	L ひきこもり	X その他
A 医療	M 子どもの貧困																									
B 保育	N 子どもの自殺																									
C 教育（幼児期に関すること）	O 少子化																									
D 教育（義務教育・高等教育に関すること）	P 家事代行																									
E 障がい児支援	Q ハビシーッター																									
F 児童虐待・社会養護	R 行政組織全般																									
G ひとり親	S DBS (Disclosure and Barring Service) 無犯罪証明書																									
H 不妊治療・不育治療	T 妊娠前に関する上記以外のこと																									
I 産後ケア	U 妊娠時に関する上記以外のこと																									
J DV・婦人保護施設	V 乳児期に関する上記以外のこと																									
K いじめ	W 幼児期に関する上記以外のこと																									
L ひきこもり	X その他																									

一般向け  
アンケート

調査分析（全体結果）

- 全回答48,052件の要望数の順位

要望



# 『こども庁』創設によって縦割りを克服、Children Firstを実現する

2021年3月16日

- 児童虐待通報件数は急増し、いじめや自殺、不登校なども深刻な問題に。こうした問題に切れ目無く対処し、「子どもの権利条約」にも規定される**子ども達の権利**を守るため、行政機構の見直しが必要。
- **子どもの医療・保健・療育・福祉・教育を一元的に所管する『こども庁』**を創設。子どもを「**権利の主体**」と位置づけ、縦割り行政・多重行政をなくし、**制度分断による子どもの育ちの差異をなくす**。強い権限と総合調整機能を持たせる。
- 子どもの発達支援を拡充し、長年の待機児童問題を終わらせ、**安心して子どもを生み育てられる環境**をつくる。就学前の子どもの教育について施設類型を問わず抜本的な質の向上を進める。**すべての人が健康に活躍できる社会**を実現し、子ども・子育て関係支出の対GDP比**倍増**を目指す。

	厚労省 子ども家庭局	内閣府 子ども子育て本部 男女共同参画局	文科省 幼児教育課等	法務省	警察庁
子どもの発達支援	保育園 医療的ケア児支援 障害児支援	認定こども園 企業主導型保育 ベビーシッター	幼稚園	少年院 矯正施設	非行防止
	乳幼児健診・予防接種 母子手帳	少子化対策 孤独・孤立対策	学校健診		
DV対策等 児童虐待	婦人保護施設 母子生活支援施設 児童相談所 児童養護施設 乳児院、里親	配偶者暴力相談 支援センター 女性センター	学校での いじめ対策	人権救済	事件化
施策	産前・産後ケア支援、小児医療・周産期医療体制の整備 成長に応じた性教育、希望に寄り添う不妊治療、CDR（チャイルド・デス・レビュー） DBS（保育・教育従事者の無犯罪証明）、ホスピス 食育、子ども食堂・子ども宅食の支援 など				

## こども庁

- 所管大臣を置き、強い権限を持たせる
- 子どもに関するあらゆる課題に対して一貫性のある施策を実行するための総合調整機能を持ち、医療・保健・療育・福祉・教育・警察・司法等の縦割りを克服し推進する体制を構築する

## 「こども庁の5つの柱」

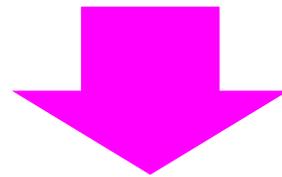
- 子どもの“命”を守る体制強化
- 妊娠前・妊娠期からの継続支援の充実
- 教育と保育に関わる子どもを安心して育てられる社会環境の整備
- 妊娠期から成人まで、子ども目線での切れ目のない教育と健康の実現
- 子どもの成長を社会で守る一貫した環境整備

○ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）附 則

2 政府は、**成育医療等（※）の提供に関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方等について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等（同法第2条第2項）

Children Firstの子ども行政のあり方勉強会事務局作成



同日中に、自民党内の総裁直属機関で「こども庁」設立  
について検討するよう指示

## 「こども庁」創設への総理の決意を質問



菅総理「極めて重く受け止めている。  
しっかり対応して参りたい」と  
力強い決意を表明！



# 自民党総裁直属機関として “「こども・若者」輝く未来創造本部”発足



## 発足時の役員（一部）

本部長 二階俊博  
本部長代行 下村博文  
幹事長 西村明宏

事務総長 福井照  
事務局長 橋本岳  
事務局長代行 木原誠二・牧原秀樹  
幹事 山田太郎・自見はなこ

- **目指すべき社会像**は、すべての子どもたちが「**愛されてすくすく健やかに育ち**」「**のびのび活動し**」「**自己表現し、周囲と連携しながらたくましく生きていく**」、愛育・育成・成育の視点を基盤とした社会。子どもたちが**自ら意思決定できる**社会。子どもを持ちたい、育てたい、温かい家庭を築きたいと願う人々に寄り添った、**子どもを産み育てやすい社会を実現**。
- 今、日本の子どもが置かれた状況は、命に関わる『**子どもの緊急事態**』（自殺、虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困は過去最悪）「**縦割り×横割り×年代割り**」を打破し子どもの問題を解決し、**Children Firstの社会を実現**していく。



妊娠期からの切れ目のない医療・療育・教育・福祉を一体的に支援

- AYA世代のがん、子どもホスピス等支援
- 疾患の早期発見・治療
- 医療・福祉が必要な子どもの療育や家族支援
- 産前・出産・産後の継続ケア など

義務教育への切れ目のない医療・療育・教育・福祉の一体的に支援

- 就学前教育格差の解消
- 幼児教育関連、幼児保育課程、学習情報の引継ぎ支援
- 子どもの健康・安心を守るCDRと日本版DBS設置
- 健康格差是正のための学校保健、食育と学校給食推進、など

- 児童虐待・いじめ対策と解決を包括的に実施
- 子どもの居場所、地域交流場所の確保や支援
- 特別支援学級の子どもの医療的ケア児、ひきこもり、ヤングケアラー、特別な支援が必要な子どもの教育面・療育面からの支援
- 子ども関係者への研修、子ども自身への権利の教育をする機能 など

# 「こども庁」が対象とすべき緊急課題 ～「命」「環境改善」「制度・仕組み」の3つの課題を明確にして取り組む～

## 1. 命を守るための問題 ～子どもの“命”を守る体制の課題～

児童虐待、自殺、死因究明、教育現場の性犯罪者、いじめ、体罰指導死、産後うつ、孤独な育児、養子縁組海外あっせん

## 2. 子どもの環境改善にかかわる問題 ～妊娠前からの切れ目のない支援の課題～

子どもの貧困、ひとり親家庭、待機児童、不妊治療、家庭・養育者支援、子育てと仕事の両立、乳幼児健診、食育、体験・外あそびの不足、生活リズムの乱れ、ヤングケアラー、困難と孤独孤立、不登校ひきこもり、保育の質、教育の質

## 3. 制度・仕組みの問題 ～子ども目線での切れ目のない健康と教育の実現の課題

デジタル化、窓口一元化、難病、ホスピス、医療的ケア児、発達障害児、事故、小一の壁、教育費負担、医療・教育情報連携

## < 地方自治体における現場の課題 ～地方議員への緊急調査で浮き彫りになった4つの共通課題～ >

①人員予算不足 ②学校現場の課題が表面化されない ③都道府県と市区町村関係 ④国保減額調整措置

# 「こども庁」に必要な機能 ～課題解決の実効性を担保～子ども課題解決のプラットフォーム

## 1. 基本的考え方

- ① 専任大臣設置
- ② 強い調整機能権限 (調査、課題設定、施策立案、解決実施)
- ③ 子ども関連予算の一元的策定と確保
- ④ 子どもの権利条約を包括的に取り扱う
- ⑤ EIPP (Evidence Informed Policy and Practice : エビデンスに基づく政策立案と実践の展開)

## 2. 必要な機能 ～こども庁は「子ども課題解決のプラットフォーム」～

バラバラな縦割り府省庁×子どもが居る現場である横割り市区町村と都道府県×年代割りを繋ぐ  
 PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルを機能させ確実に課題を解決し検証する。

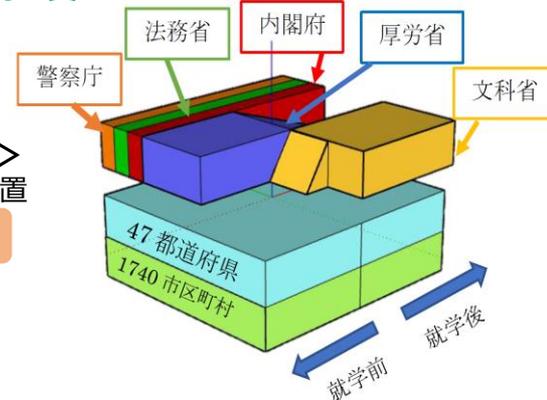
- ①『Plan』 : 「情報収集・調査機能」「こども情報部局」「予算と政策の策定と検証」
- ②『Do』 : 「愛育機能(すくすく)」「育成機能(のびのび)」「成育機能(たくましく)」
- ③『Check』 : 「日本版Ofsted」「子どもコミッショナー」「周産期医療・ケアの評価機能」
- ④『Action』 : 「改善レポート」「EIPP」

## 「こども庁」で検討すべき仕組み～欧米での先進的な事例等を調査導入の検討～

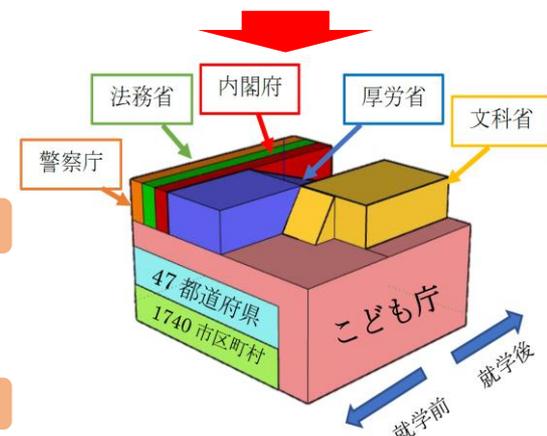
CDR (子どもの死因究明) DBS (性無犯罪証明) LMC (産前産後産後の継続ケア)  
 ネウボラ (周産期～就学迄ワンストップ相談) Ofsted (教育水準監督局)  
 子どもコミッショナー (人権機関) アドボカシー (子どもの立場代弁・擁護・権利実現機能)

## 留意点

- 1. 利用者別のニーズに応じた施設類型を残しつつ就学前教育等の充実により就学時の学力格差を解消
- 2. 府省庁再編については、こども庁に必要な機能や検討すべき仕組みなどの検討を経て議論を実践
- 3. 「こども庁」の設置について国と地方の協議の場を設ける



縦割り×横割り×年代割り  
 バラバラな行政組織



こども庁がプラットフォーム  
 となった連携のとれた組織

## 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

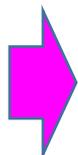
2021年6月18日  
閣議決定

### 4.少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

#### (2)未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策（P18）

児童虐待対策 子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、**年齢による切れ目**や**省庁間の縦割りを排し**、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、**こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。**

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021 ▶



2021年7月7日

加藤官房長官をヘッドに「こども政策の推進に係る作業部会」が発足。  
初会合を開催。

# 2021年9月22日 自民党総裁選候補者による「こども政策公開討論会」





2022年1月17日 参議院本会議

岸田文雄 内閣総理大臣施政方針演説

こども政策を我が国社会のど真ん中に据えていくため、  
「こども家庭庁」を創設します。

こども家庭庁が主導し、縦割り行政の中で進まなかった、  
教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版  
DBS、こどもの死因究明、制度横断・年齢横断の教  
育・福祉・家庭を通じた、こどもデータ連携、地域にお  
ける障害児への総合支援体制の構築を進めます

# 引き続き勉強会を実施し、地方の先進事例にもフォーカス

第25回勉強会（2021年11月24日）  
オンライン開催  
伊達市版ネウボラ事業について



## 伊達市版ネウボラ事業の概要

### 全体コンセプト

**妊娠期からの切れ目ない支援 そして親子が笑顔になる架け橋**  
こどもが健やかに成長し、安心して就学できるように結び付ける「架け橋」のような存在

### 基本的な考え(2本の柱)

#### (柱1) 寄り添う支援

就学までのすべての親子の心配なこと、困っていることの相談を受けます。切れ目なく支援することで「安心」を聞けます。

#### (柱2) 保健と保育の一体化

保健師と保育士両輪によるアドバイスを行い、お子さんがよりよく成長していくように見守ります。

### 妊娠期

- 1組の親子に担当のネウボラ保健師が継続して支援
- 担当のネウボラ保健師による母子健康手帳の交付と面談によるケアプランの作成
- 育児パッケージのプレゼントと訪問

- 子育てアプリによる情報の発信
- ママカフェ等による仲間づくり

### 乳幼児期(0歳～就学前)

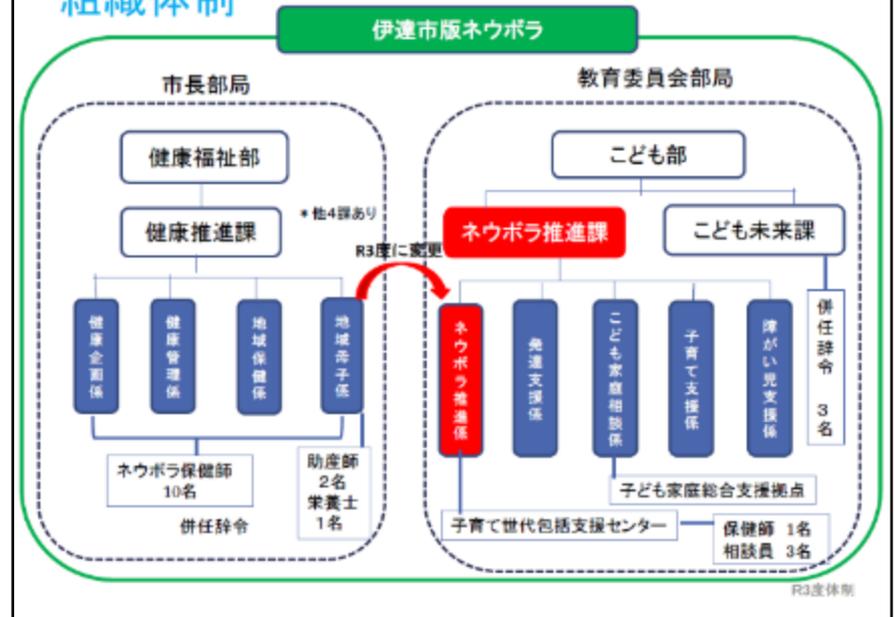
- 助産師による産後ケア(訪問、ディ、宿泊)
- ネウボラ保健師による全乳児へ全戸訪問とケアプランの作成
- 携帯電話による電話相談
- 相談員による気軽に相談できる仕組み
- 各種相談会

- 子育てアプリによる情報の発信
- 親子関係を育み子どものよりよい発達を促す遊びの教室の開催
- 子育て支援センター

「基本的な考え」を進めるために必要なこと  
子育てに関わる影響が一体となって進めていく体制(併任辞令の発令)  
関係機関の連携

すべての妊産婦と就学前の乳幼児を対象とする

## 組織体制



## 第28回勉強会（2021年12月23日）

子ども基点で考える子育て研究会（会長：片岡聡一岡山県総社市長）から提言・要望



片岡聡一岡山県総社市長、高橋敏彦岩手県北上市市長、  
成澤廣修東京都文京区長、高橋勝浩東京都稲城市市長、  
亀井利克三重県名張市長、宮本和宏滋賀県守山市市長

# 第30回勉強会（2022年1月26日）オンライン開催 広瀬慶輔大阪府寝屋川市長「『いじめゼロ』への新アプローチ」



しょうがっこう ていがくねん ちひな  
**小学校低学年の皆さんへ**

## もとめます、あなたのゆうき!

あなたが感じる「いじめ」について、お手紙で教えてください。

令和3年4月から10月末までの間に  
**83件**のいじめ問題に対応しています。

※ 令和2年度は169件、令和元年度は172件。

市役所**監察課**が、あなたのお話をききにいきます

監察課には直接、**72件**の相談がありました。うち、このチラシで**35件**の相談が属しています!

「いじめ」かも?と思った「あなた」へ  
 ゆうきを出してこのお手紙をおくってください  
 ※氏名などを書きたくないときは、書かなくてもお手紙はとどきます

氏名 \_\_\_\_\_

学校名 \_\_\_\_\_ 小学校

クラス \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

あなたへの連絡方法 (〇をしてください)  
 電話・学校で会う・その他 ( ) \_\_\_\_\_  
 電話の場合、お話ができる電話番号 \_\_\_\_\_

【いじめフリーダイヤル】  
 いじめについて、相談したいことがあれば、いつでも  
 電話してください。(℡ 0120-7830-66)  
 午前9時00分～午後5時30分 月曜日～金曜日 (祝日除く)

※あなたのまわりのいじめについて、知っていることを書いてください

1. そのいじめはいつ、どこでありましたか?  
 (いつ ) \_\_\_\_\_  
 (どこで ) \_\_\_\_\_

2. だれが、だれをいじめていましたか?  
 (だれが ) \_\_\_\_\_  
 (だれを ) \_\_\_\_\_

3. どんなことをしていましたか?  
 \_\_\_\_\_

## 体制と主な事務

- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門（1官房2局）体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す

### 企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

### 成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

### 支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

## こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制  
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

### 司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
  - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
  - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
  - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
  - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
  - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

### 各府省から移管される事務

- <内閣府>
  - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
  - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
  - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
  - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
  - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

### 新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興  
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

○幼児教育の振興

○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

○医療の普及及び向上

○労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

# こども基本法案 概要

## 目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
  - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
  - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる**社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

## 定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
  - ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
  - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資する就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援
  - ③ 家庭における養育環境その他こどもの養育環境の整備

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

## 附則

**施行期日** 令和5年4月1日

**検討** 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討  
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

## 白書・大綱

- 年次報告（白書）
- こども大綱の策定  
(※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁にこども政策推進会議を設置。以下の事務を担当。
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣）をもって組織

# 2022年5月18日 参議院本会議で代表質問



2022年6月15日  
参議院本会議にて  
「こども家庭庁設置法案」  
「こども基本法案」

成立!



7月10日

第26回参議院議員選挙で2期目の当選！

皆様からのご負託にお応えできるよう、頑張ります！！



8月3日  
2期目の初登院



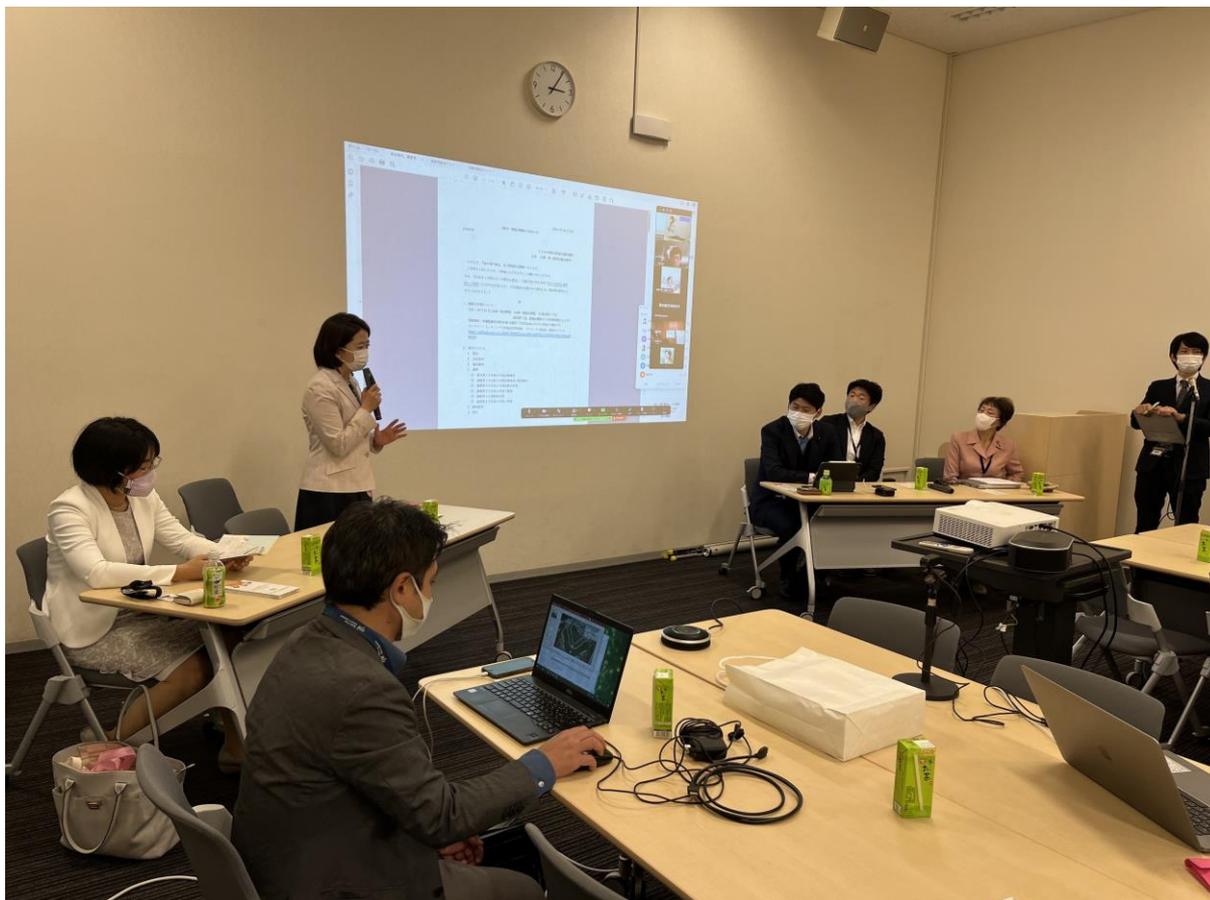
2022年8月10日  
第2次岸田改造内閣にて、こども家庭庁担当の  
内閣府大臣政務官を拝命



# 2022年9月5日に静岡県牧之原市で起きた認定こども園での死亡事故を受け、9月15日に小倉大臣、和田副大臣とこどものバス置き去り防止等の安全対策について視察



# 2022年10月21日 子どもの事故予防地方議員連盟



## こどものバス送迎・安全徹底プラン

～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～

### 緊急対策の概要

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け  
誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成  
安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。
- ③ 安全管理マニュアルの作成  
車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
  - (1) 送迎用バスへの安全装置導入支援
  - (2) 登園管理システムの導入支援
  - (3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援
  - (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

2022年10月17日衆議院予算委員会  
こども政策の予算について、  
「来年度の骨太の方針に倍増への道筋を示す」



# 令和5年度 こども家庭庁関連予算概算要求の全体像

(単位：億円)

区 分	令和5年度 概算要求額	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一 般 会 計	14,961	14,133
うち社会保障関係費	14,778	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	32,549	32,738
合 計	47,510	46,871

【計数整理の結果、異動を生ずることがある。】

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。なお、上記の計数のほか、事項要求については、予算編成過程において検討する。

(注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

## 予算編成過程で検討事項

- 「基本方針2022」の第2章2(2)「包摂社会の実現(少子化対策・こども政策)」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。
- 消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
- 消費税引き上げにより確保される0.7兆円以外の0.3兆円超については、財源と合わせて、予算編成過程で検討。
- 新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策のうち事項要求のものについては、今後の感染、原油価格・物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」を踏まえ、予算編成過程で検討。

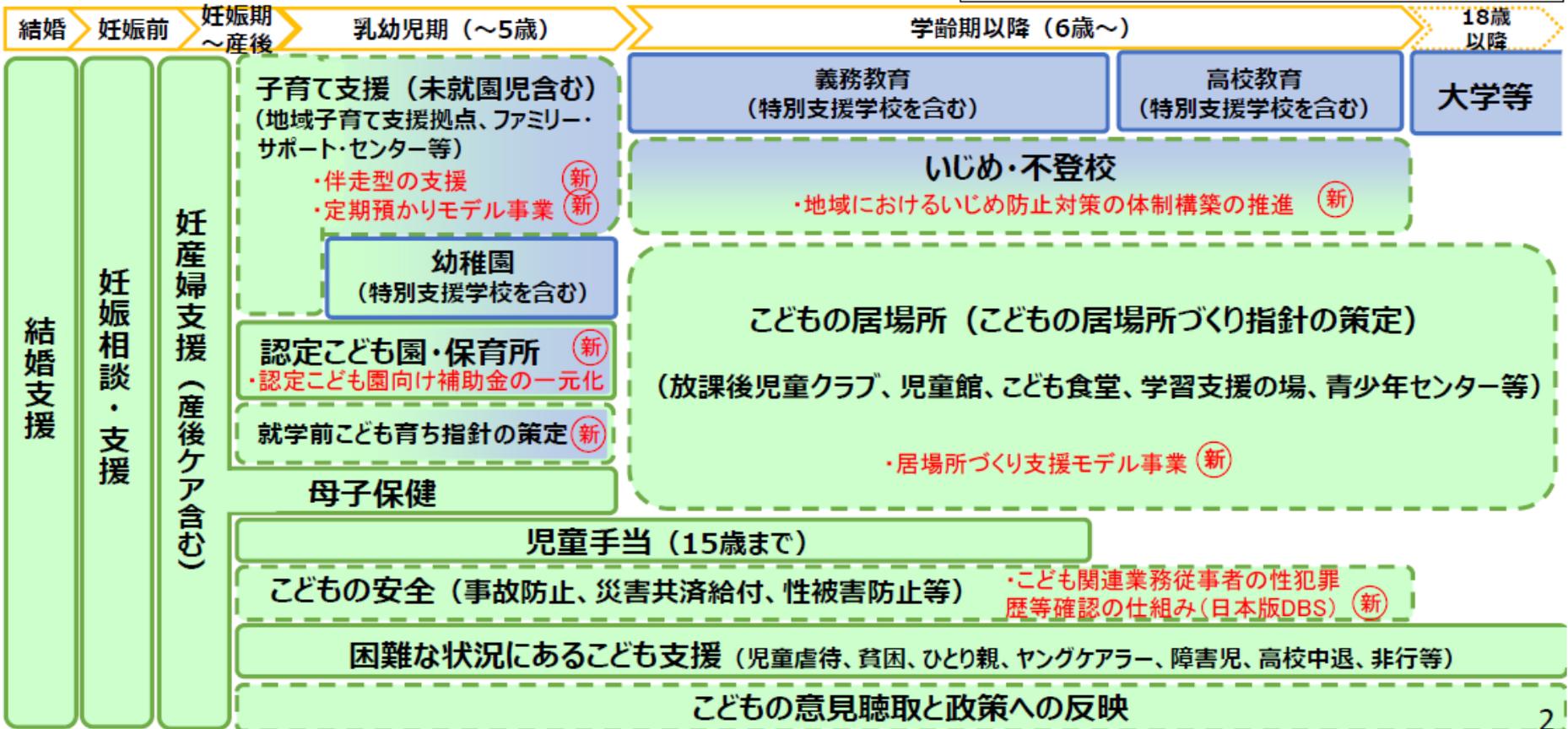
# こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

## 〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

- ・ [ ] は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
- ・ 赤字は主な新規事業



# こども家庭庁関連の主なスケジュール（案）

令和4年度

10～11月

新たな総合経済対策  
（仮称）閣議決定

12月中旬

令和4年度第2次補正予算編成

令和5年度当初予算編成

令和5年度

4月

こども家庭庁創設  
こども基本法施行

6月頃

骨太方針 閣議決定

秋頃

こども大綱  
閣議決定

年内

こども白書  
国会提出

令和6年度以降

こども政策推進会議（総理を長とする閣僚会議）

こども家庭審議会

こども大綱の検討

こども大綱  
閣議決定

こども大綱の推進

就学前のこどもの育ちに係る  
基本的な指針（仮称）の検討

就学前指針  
閣議決定

指針の推進

こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の検討

居場所指針  
閣議決定

指針の推進

こどもの意見聴取と政策への反映

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討

地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進

こどもの安全対策の推進（こどもバス送迎・安全徹底プランのフォローアップを含む。）

児童虐待防止対策のため児童相談所や市町村の体制強化の新たなプランの推進

新子育て安心プラン

新・放課後子ども総合プラン

改正児童福祉法 施行準備

改正児童福祉法  
順次施行

全世代型社会保障構築会議

各種検討会など準備作業等

## 趣旨

令和4年6月に成立したこども基本法（令和5年4月施行予定）において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。また、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げている。

このため、政策決定過程におけるこどもの意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画に関し、地方公共団体の先進事例や諸外国の取組についての情報収集や有識者からのヒアリングを行うとともに、モデル事業を実施し、国の政策決定過程における取組の在り方を明らかにすることを目的として、調査研究を実施する。

## 事業内容

- ① 国内先進事例、諸外国取組事例の収集・分析
- ② 有識者ヒアリング
- ③ 検討委員会の設置
- ④ モデル事業の実施・分析

こども家庭庁の創設に向けてこどもや若者の意見を積極的かつ適切に反映するとともに、こどもの意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画の手法等についての課題や改善方策を把握するため、委員会における議論を踏まえて、SNSの活用も含めたモデル事業を実施し、その結果について分析を行う。

## スケジュール（予定）

8月3日	第1回検討委員会（国内先進事例調査案、有識者ヒアリング案について）
8月下旬～9月上旬	第2回検討委員会（調査進捗報告、諸外国事例調査案、モデル事業案）
8月～	国内先進事例、諸外国事例の収集・分析、有識者ヒアリング
10月～12月	モデル事業の実施、分析
10月	第3回検討委員会（調査・モデル事業進捗報告）
11月～12月	第4回検討委員会（モデル事業結果報告、報告書構成案について）
1月～2月	第5回検討委員会（報告書案について）

# こどもの居場所づくりに関する調査研究（令和4年度委託事業）

## 趣旨

- こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）（令和4年6月15日成立、令和5年4月1日施行）において、こども家庭庁の所掌事務として、「地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること」を規定している。また、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、今後のこども政策の基本理念として、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすること」を掲げているほか、こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）を策定し、政府全体の取組を推進することとしている。
- これらを踏まえ、こども家庭庁の下で行う指針の策定に資するよう、こども家庭庁の創設を待たず、令和4年度において、こどもの居場所についての実態把握や論点の整理を行うため、調査研究を実施する。

## 調査研究の内容

- ① 先行研究の整理・分析
- ② 国や地方自治体等の施策、民間団体等の先進的取組の把握
- ③ 民間団体、有識者等からのヒアリング  
こどもの居場所に関して専門的な知見を有する学識者や地域で様々な取組を行うNPO等の民間団体等からヒアリングを実施。
- ④ こどもや若者からの意見聴取  
居場所の在り方等について、Webアンケート、児童館や青少年センター等でのインタビューを含む複数の手法により、こどもや若者の意見聴取を実施。
- ⑤ 検討委員会の実施
- ⑥ ①～⑤を踏まえた居場所づくりに係る論点整理、視点・理念の検討

## スケジュール（予定）

令和4年8月	キックオフ
令和5年3月	とりまとめ

## 趣旨

- 乳幼児健診未受診者、未就園児等やその家庭の中には、虐待の防止や健全育成等の観点から、支援を必要としている場合がある。各市町村において未就園児等を把握し、目視等による安全確認を行い、支援が必要な場合には支援につなげることにより、こどもの福祉の増進及びこどもの最善の利益を図っていくことが必要である。このため、未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチ及び伴走型の支援等に関し、地方自治体や民間支援団体の取組事例について情報収集や有識者ヒアリングを行い、その在り方を明らかにすることを通じて、各市町村における取組を推進、支援することを目的とする。

## 調査研究の内容

### ① 国内の取組事例の収集・分析

把握方法、対象児童・家庭に適用可能な支援・サービスの情報の届け方や関係機関へのつなぎ方、伴走型支援の方法 等

### ② 有識者/自治体からのヒアリング

### ③ 検討委員会の実施

未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチについて知見を有する学識経験者やNPO等の民間団体等からなる委員を想定

### ④ ①～③を踏まえた未就園児等が支援に結びつかない要因分析及び施策の検討

## スケジュール（予定）

令和4年8月 キックオフ

令和5年3月 とりまとめ

# 2023年1月4日年頭記者会見

「異次元の少子化対策に挑戦する」  
「6月の骨太方針までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していきます」



3つの指示

- 経済対策
- 子育て支援の充実
- 就労環境整備

# 2023年1月19日 自民党「こども・若者」輝く未来創造本部

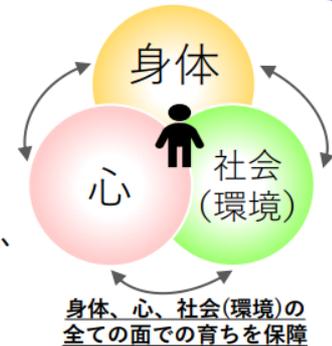


## 就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）素案の構成イメージ（案）

本指針を、**こどもと日常的には関わる機会がない人も含む全ての人**と共有し、こども本人・社会全体双方にとって重要な生まれる前から幼児期までの育ちを保障することが、こどもまんなか社会の実現を通じて全ての人利益になる。

### 本指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、**置かれた環境や心身の状況に関わらず、生まれる前から幼児期までを通じて切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するために**全ての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担う**全てのこどもの権利の擁護と将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目的とする。



### 全ての人で共有したい理念

**全てのこどもが一人ひとり個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている**

全てのこどもが権利の主体。「こどもだから」と差別されず、配慮すべき背景・特性の有無にかかわらず差別されず、一人ひとりの多様性が尊重されている。

**全てのこどもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている**

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、全てのこどもの生命・健康・衣食住が守られ、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。

**こどもの声(思いや願い)が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている**

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達程度に応じて、発せられるこどもの声が聴かれ、その思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

**子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの成長と一緒に喜び合える**

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てできることが、こどもより良い育ちにとって大事。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられているからこそ、こどもの成長の喜びを保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。

## 乳幼児期のこどもは

### 安心したい

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心できる。



### 満たされたい

「食べたい」「寝たい」「清潔にしてほしい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムが出来てくる。



### 関わってみたい

多様な人や社会と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく。こども同士の関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる。



### 遊びたい

身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊ぶ。自然や文化に触れて、体験して、感性が育まれる。

### 認められたい

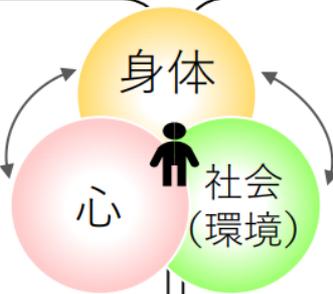
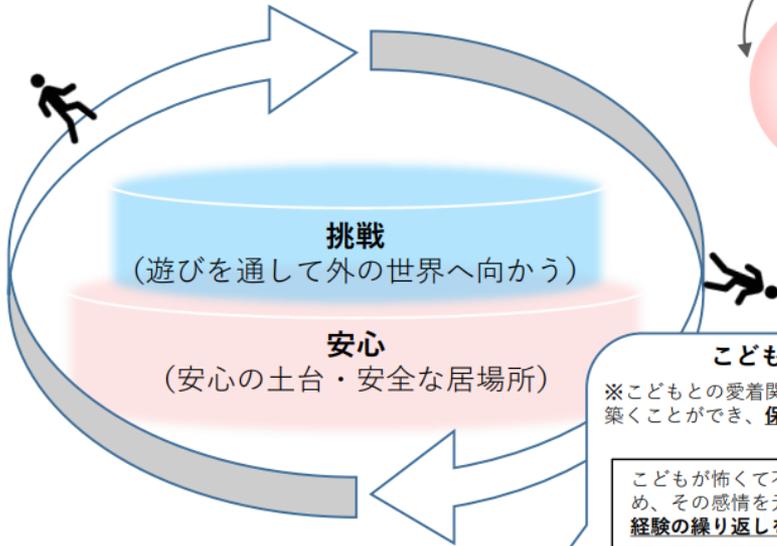
周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がつく。この経験から、他者への理解や優しさにつながる。

乳幼児期のこどもの育ちは、心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎となる大切なもの

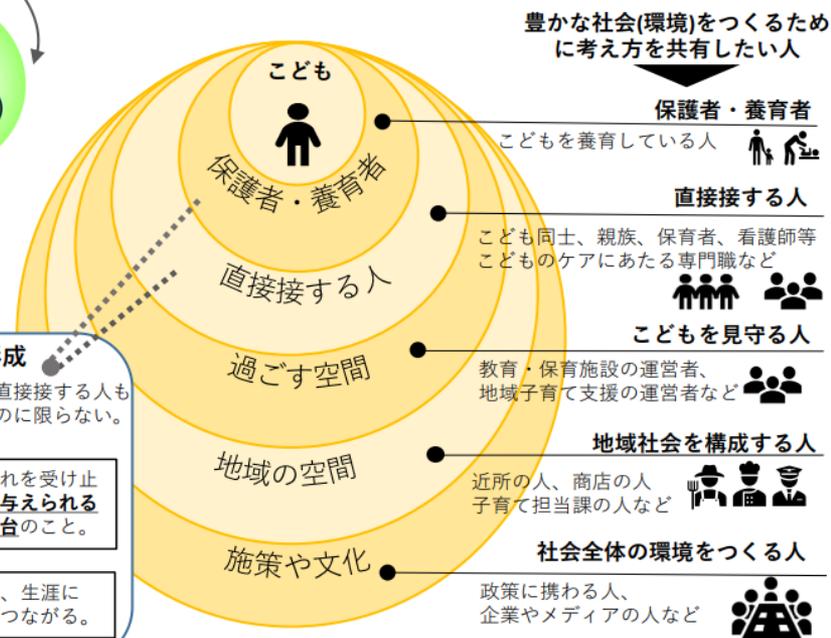
# 生まれる前から幼児期までの「こどもの育ちの基本的な考え方」

こどもの育ちに係る他の指針等と相まって、全てのこどもに、身体、心、社会(環境)の全ての面での育ちを保障するために育ちの時期を問わず全ての人と共有したい基本的な考え方

心の発達の鍵となる  
安心と挑戦の循環



それぞれのこどもから見た  
「こどもまんなかチャート」



## こどもの育ちに必要なたちあひ形成

※こどもとの愛着関係は保育者など、こどもと直接接する人も築くことができ、**保護者・養育者**だけが築くものに限らない。

こどもが怖くて不安なときに周囲の大人がそれを受け止め、その感情を元通りに立て直し、**安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台**のこと。

これが、心の発達や非認知能力の前提となり、生涯にわたる心身の健康や心理社会的な適応性へとつながる。

※空間には、公園や自然環境含む

- これまで、乳幼児期の愛着形成（アタッチメント）の正しい理解やその育ちのプロセスにおける重要性に関し、全ての人と分かりやすく共有できていなかった。
- 乳幼児期に**安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、全ての人と分かりやすく共有**することで、全ての人により良い関わりを通じて**こどもの心の発達を保障**していく。

- これまで、こどもをまんなかに置いたときに、直接的、間接的あるいはその両方で、生まれる前から幼児期まで、全ての人々が具体的にどのような立ち位置で当事者となりうるのかが見える化できていなかった。
- 「こどもまんなか」視点で共有したいことを分かりやすく整理することで、**全ての人々が当事者**となり、「こどもまんなか」という**一貫した考え方**の下でこどもの育ちを保障していく。

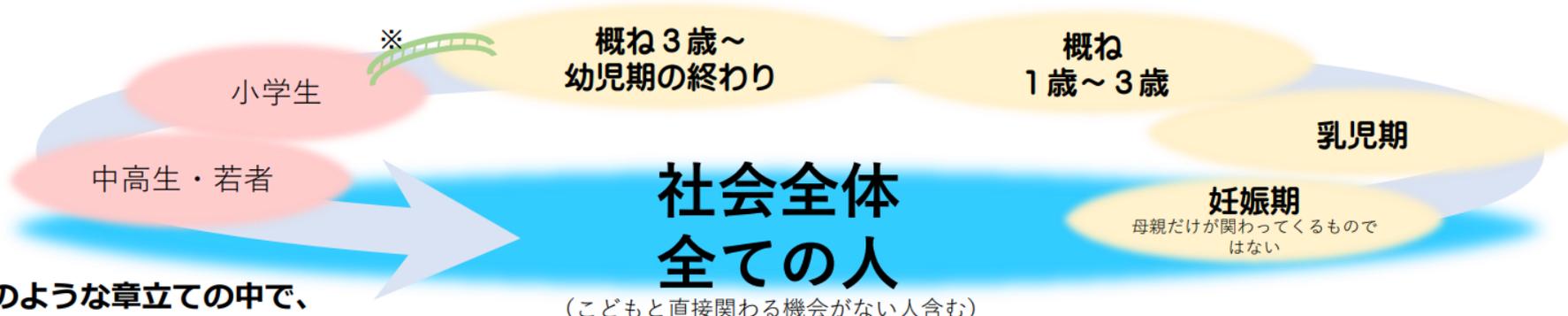
## 「誰に何を共有したいか」を整理した、指針の具体的事項

### 【指針の具体的事項の整理方針】

こどもにとってどんな時期に何があるといいかを考えやすくする観点から、

- ① 妊娠期
- ② 乳児期
- ③ 概ね1歳～3歳
- ④ 概ね3歳～幼児期の終わり

ごとにわけて章立てし、生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を小学生、中高生・若者、こどもと直接関わる機会がない人含む社会全体全ての人で共有。  
あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有。



このような章立ての中で、

- 身体・心・社会（環境）の視点を共有
- 安心と挑戦の循環による育ちのプロセスを共有
- 「誰に（保護者・養育者／直接接する人／こどもを見守る人／地域社会を構成する人／社会全体の環境をつくる人など）何を共有したいか」を整理した、具体的事項を示す。

※5歳児から小学校1年生までの2年間で「架け橋期」と位置づけ、幼保小の協働による接続の改善を推進中

## 指針の考え方の実現に向けた政策課題（案）

⇒本懇談会として指針の素案とともにとりまとめ、こども大綱等の議論へ申し送り？【P】

# 2023年1月25日衆議院本会議 自民党 茂木敏充幹事長による、 岸田総理の施政方針演説に対する代表質問



## <少子化対策において進めるべき政策>

### 1.子育てに対する経済的支援の抜本的拡充

「児童手当については『すべての子どもの育ちを支える』  
という観点から、**所得制限を撤廃**すべき」

- ・ 第2子以降への支給額の上積みについても  
「前向きに検討を進めるべき」

### 2.質の高い子育てサービス

「保育人材のさらなる処遇改善が必要」  
「保育所など地域の子育て資源をフル活用して、全ての子育て家庭が気軽に  
相談できる場所や一時預かりなど子育てサービスを拡充していくべき」

### 3.働き方改革と女性活躍

「仕事と子育ての両立さらに女性の職場復帰を含め、子どもを持ってもキャ  
リアでマイナスにならないという観点からさらに政策推進が必要」

ご静聴ありがとうございました



▲2022年9月22日  
第1回「こどもまんなかフォーラム」

